

解体・改修工事に対する

アスベスト



石綿対策の規制が 強化されました!

石綿(アスベスト)の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫などの健康被害を発症するおそれがあります。石綿は2006年9月から輸入・製造・使用が禁止されていますが、それ以前に着工された建築物等には石綿が使用されている可能性が高く、解体・改修工事に伴う飛散防止対策が重要となっています。

石綿対策の規制強化を目的に、2020年に石綿障害予防規則や労働安全衛生法、大気汚染防止法などの関連法令が改正され、順次施行されています。主な改正点について、ポイントを絞って記載します。



重要な改正事項

2022年(令和4年)4月より

「事前調査」の結果等の届出が義務化

下記の工事については、事前調査の結果等を電子システムで届け出ることが義務になります。(労働基準監督署、都道府県等に届出)

- ①解体工事部分の床面積の合計が**80m²以上**の建築物の解体工事
- ②請負金額が**100万円以上**の建築物の改修工事
- ③請負金額が**100万円以上**の特定の工作物の解体・改修工事

2023年(令和5年)10月より

「事前調査」を行う者の要件が新設

事前調査は、厚生労働大臣が定める講習を修了した者等(以下の資格)に行わせることができます。

- ①一般建築物石綿含有建材調査者
 - ②特定建築物石綿含有建材調査者
 - ③一戸建て等石綿含有建材調査者
- ※③は一戸建て住宅・共同住宅の内部に限定



すでに義務化されている事項は「裏面」をご覧ください!





すでに義務化されている 石綿対策規制(抜すい)



✓ 「事前調査」の方法の明確化

- 工事対象となる全ての部材について、石綿含有の有無を「設計図書等の文書」と「目視」で調査(事前調査)することが義務になりました。
- 調査結果の記録は3年間保存し、写しを現場に備え付けることが義務になりました。



✓ 工事開始前の「計画届」の届出(レベル2まで拡大)

- 石綿含有保温材等の除去等工事の計画は、14日前までに届け出ることが義務になりました。(「レベル1建材」のみだった計画届を「レベル2建材」まで拡大)



✓ 石綿含有仕上塗材・成形板等の 除去工事に対する規制

- 石綿含有仕上塗材をディスクグラインダーまたはディスクサンダーで除去する工事は、作業場の隔離が義務になりました。
- 石綿含有けい酸カルシウム板第1種を切断、破碎等する工事は、作業場の隔離が義務になりました。
- 石綿含有成形板等(スレート、ボード、タイル、シートなど)の除去工事は、切断、破碎等によらない方法で行うことが原則義務になりました。



✓ 吹付石綿・石綿含有保温材等の 除去工事に対する規制

- 除去工事後、作業場の隔離を解く前に、資格者(石綿作業主任者等)による石綿等の取り残しがないことの確認(目視)が義務になりました。



✓ 写真等による作業の実施状況の記録・保存

- 石綿含有建築物等の解体・改修工事は、作業の実施状況を写真等で記録し、3年間保存することが義務になりました。

詳しくは
厚労省・環境省のHPで!

石綿障害予防規則については厚生労働省、大気汚染防止法については環境省のホームページに、石綿規制強化にかかる概要説明や関係資料が掲載されていますので、詳しくはそちらをご確認ください。

厚労省 石綿則改正

検索



環境省 大防法改正

検索

